

商業登記電子証明書のリモート署名方式の導入について

2025年9月3日

(更新 2026年3月25日)

法務省

デジタル庁

法務省・デジタル庁は、2026年7月から、会社・法人等向けの電子証明書である商業登記電子証明書について、GビズIDと連携したリモート署名方式の導入を予定しています。これにより、GビズIDアプリを用いてオンラインで電子署名を付与することが可能となります。同方式の導入を約1年後に控え、導入に伴う変更点について事前に御案内します。

内容

1. まとめ	1
2. リモート署名方式の導入に伴うメリット	3
(1) 署名鍵はクラウド上の安全なハードウェアに保管されます	3
(2) 電子証明書の発行準備や管理をブラウザへ移行し管理の負担を軽減します	4
(2) GビズIDアプリを利用してオンラインでの電子署名が可能になります	5
3. リモート署名方式の導入の背景	8
4. Q&A	11
全般	11
利用者向け	12
関連ソフトの開発事業者向け	14
5. 参考情報	15

1. まとめ

商業登記電子証明書は、行政手続のオンライン申請や会社・法人間の電子契約等で、利用者が会社・法人の代表者等であることを証明するための電子証明書です。紙の世界における会社・法人等の印鑑証明書と同様の役割を担います。

これまで、商業登記電子証明書を用いた電子署名はローカル署名方式で行われていまし

た。これには、大きく分けて2つの形態があります。

① ファイル形式

署名鍵¹（と商業登記電子証明書）をPCにファイル形式で保管する形態

② ICカード形式

署名鍵（と商業登記電子証明書）をICカードなどのセキュリティチップに保管し、外部に取り出せないようにする形態

このうち、①では、商業登記電子証明書と署名鍵をローカル環境のPCに電子証明書ファイルとしてファイル形式で保管するため、電子署名を行える環境が制限されるほか、電子証明書ファイルは複製が可能であることなどから、適切な管理が難しくなるおそれがあるというセキュリティ上の課題もあります。

これらの課題を解決すべく、法務省・デジタル庁では、リモート署名方式の導入準備を進めています。この方式では、商業登記電子証明書と署名鍵は、法務省が構築した安全性の高いクラウド環境で厳重に保管されます。あわせて、事業者向けの認証サービスであるGビズIDと連携することで、商業登記電子証明書を用いた電子署名は、スマートフォンとGビズIDのアカウントがあれば、利用環境に制限されることなく、オンラインでどこからでも行うことが可能となります。

以下では、リモート署名方式の導入後に利便性が向上するポイントや導入の背景のほか、会社・法人等の利用者の皆様や関連ソフトウェアのベンダーの皆様事前に御認識おきいただきたい内容について、QA方式も用いて御案内します。

¹ 署名鍵とは、電子署名を作成するために本人だけが保持する暗号鍵（秘密鍵）のこと。これを用いて署名を行い、対応する公開鍵で検証することにより、文書が改ざんされていないことと本人による署名であることが確認できる。

2. リモート署名方式の導入に伴うメリット

リモート署名方式の導入による主なメリットとして、以下の3点があります。

- ① 署名鍵はクラウド環境に保存され、安全性が向上します
- ② 商業登記電子証明書の発行準備や管理の負担が軽減されます
- ③ GビズIDアプリを介してオンラインでの電子署名が可能になります

(1) 署名鍵はクラウド上の安全なハードウェアに保管されます

現行のローカル署名方式（ファイル形式）の場合、商業登記電子証明書と署名鍵はファイル形式でPCに保管されるものであり、複製を容易に行うことができます。そのため、複製した電子証明書や署名鍵の所在が不明となったり、電子証明書や署名鍵が第三者によって無断で複製されたりするなど、適切な管理が難しくなるおそれがあります。もし適切な管理がされなかった場合、最悪のケースでは、署名鍵とそのパスワードが漏えいし、第三者による不正利用に繋がることも懸念されます。

そこで、商業登記電子証明書のリモート署名方式では、商業登記電子証明書と署名鍵を、利用者のPCにファイル形式で保管する形から、厳重に管理されたクラウド上のハードウェアに保管する形へ移行します。

これにより、商業登記電子証明書と署名鍵の複製や漏えいを防ぎ、第三者による不正利用等のリスクを低減させ、安全性の向上を図ります（図1）。

署名鍵の保管場所



図1 署名鍵の保管場所の違い

(2) 電子証明書の発行準備や管理をブラウザへ移行し管理の負担を軽減します

これまで、商業登記電子証明書の発行準備や管理は、法務省が提供するソフトウェアである「商業登記電子認証ソフト」を利用者のPCにインストールし、ローカル環境で行う必要がありました。

今後、リモート署名方式の導入に伴い、同ソフトウェアの提供は停止し、代わりに、ブラウザベースのウェブサイト（商業登記電子認証ポータル（仮称））の運用を開始します。また、このウェブサイトは、事業者向け認証サービスであるGビズIDと連携するため、利用者はGビズIDのアカウントでログインすることができます。

これにより、商業登記電子証明書の発行準備や管理は、特定のPCに制限されることなく、GビズIDを用いて同ウェブサイトへアクセスすることで、どこからでも行うことができるようになります。

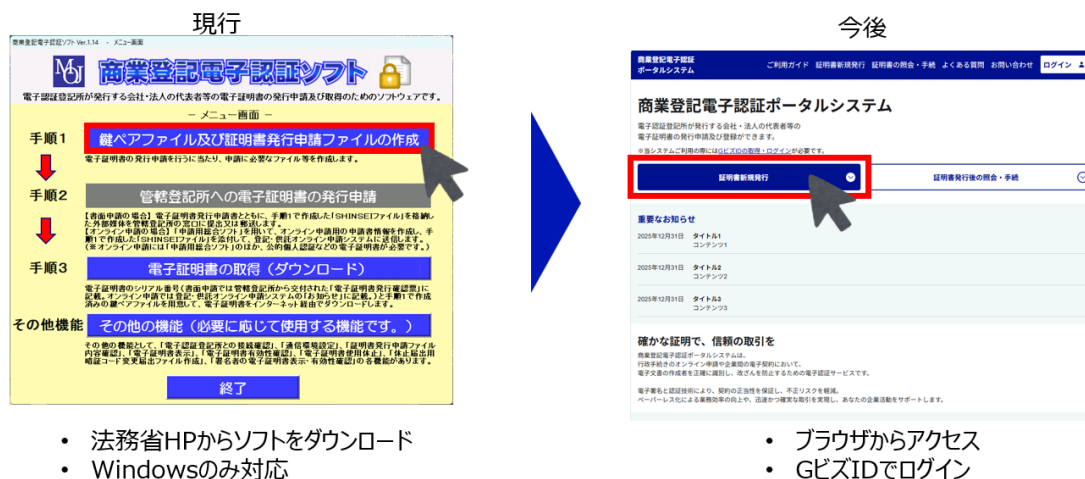


図 2 電子証明書の管理イメージ

ここで、商業登記電子認証ポータル（仮称）の利用方法の一例として、どのような操作をすることで商業登記電子証明書を申請・取得等することができるのかについて、以下のとおり御紹介いたします。

- ① ウェブサイトの商業登記電子認証ポータル（仮称）（図3）へGビズIDでログインし、商業登記電子証明書の発行申請に必要なファイルを作成する。このとき、実際に電子署名を付与する際に利用することとなるスマートフォンのGビズIDアプリとあらかじめ紐付けを行う。
- ② 登記所（法務局）へ商業登記電子証明書の発行申請を行う。発行申請は、これまでどおり、(1)書面を提出する方法か、(2)「申請用総合ソフト」を用いてオンラインで提出する方法で行う。
- ③ 商業登記電子認証ポータルにおいて、登記所から通知されたシリアル番号を入力

し、商業登記電子証明書を取得する。また、同ポータル上では、同ポータルを通して取得した商業登記電子証明書について閲覧・管理ができる。

図 3 商業登記電子認証ポータル（仮称）の画面イメージ

(2) GビズIDアプリを利用してオンラインでの電子署名が可能になります

オンライン手続きシステムにおいて電子署名を必要とする申請を行う場合、現行の商業登記電子証明書が採用するローカル署名方式（ファイル形式）では、利用者は、別途ローカル署名アプリ（ローカル環境のソフトウェア）を用いて申請書等に電子署名を付与し、これを当該システムにアップロードすることで申請を行います（図4上）。

このときの具体的な技術的仕組みとしては、ローカル署名アプリは、PC内にファイル形式で保管されている電子証明書及び署名鍵を利用して、申請書等に電子署名を付与します。つまり、この方式では、電子証明書及び署名鍵が保管されている特定のPCでしか申請書等に電子署名を付与することができません。

対して、商業登記電子証明書のリモート署名方式では、電子証明書及び署名鍵をクラウド環境に保管し、電子署名の認可（電子署名を付与することについて承認を行うこと）部分についてGビズIDと連携することで、利用環境の制約を受けることなく、オンラインで電子署名を付与することができます。

リモート署名方式において、オンラインで電子署名が完結する具体的な仕組みを、商業登記電子証明書を行政手続のオンライン手続きシステムにおいて利用する場合に即して説

明すると、以下のとおりです（図4左下）。

- ① 利用者は、オンライン手続きシステムにおいて、電子署名を付与したい申請書等を選択し、電子署名を付与する操作をします。
- ② 利用者が電子署名を付与しようとする時、オンライン手続きシステムは、リモート署名システムに対して署名要求を行います。
- ③ リモート署名システムは、利用者に対して、スマートフォンのGビズIDアプリを介して署名認可を求める通知を行います。
- ④ 利用者は、GビズIDアプリ上で署名認可の操作を行います。
- ⑤ 署名認可を受けたリモート署名システムは、クラウド環境に保管されているその利用者の署名鍵を使って、オンライン上で電子署名を付与します。

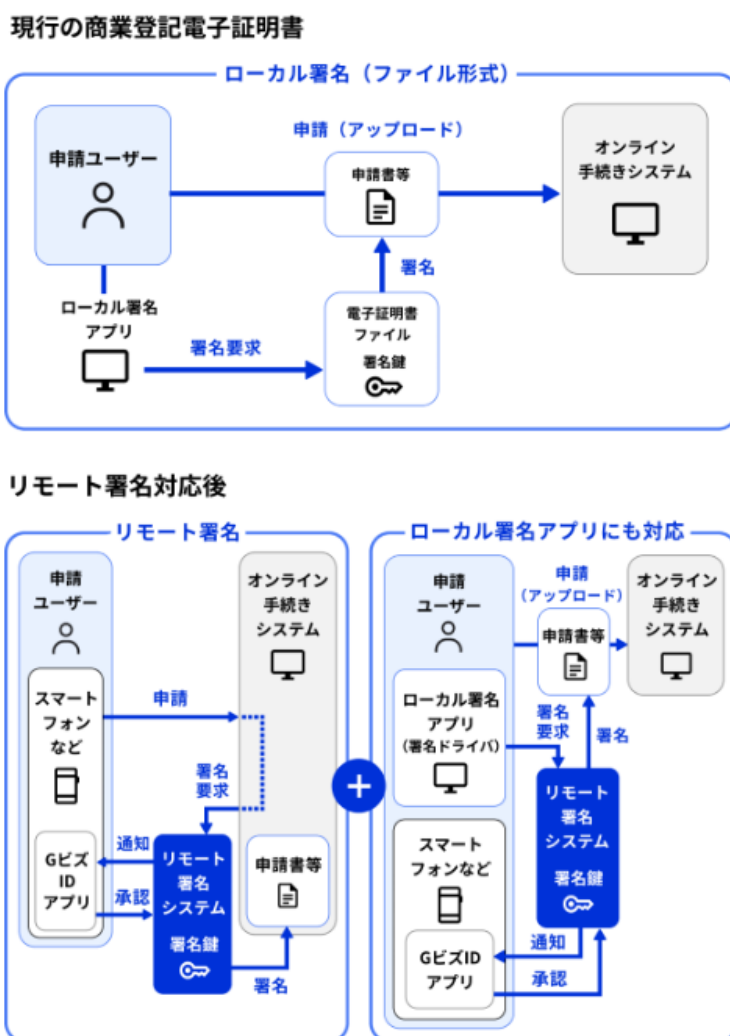


図 4 商業登記電子証明書のリモート署名方式

電子署名付与の画面イメージ

オンライン手続きシステム

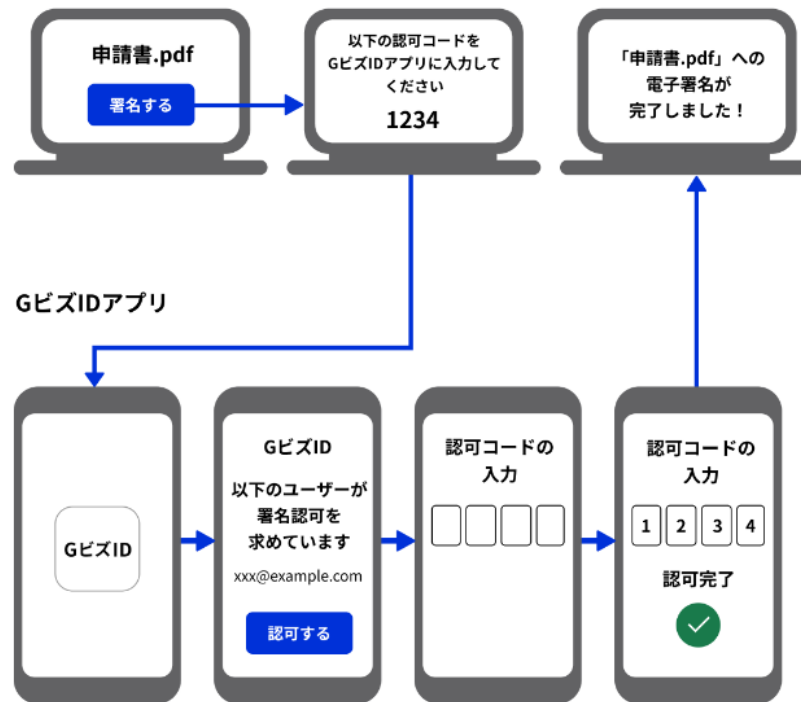


図 5 ブラウザにおけるリモート署名の手順の一例（イメージ）

図5は、実際に商業登記電子証明書を用いて上記①～⑤のようにリモート署名を行う際の操作（イメージ）の一例です。利用者がオンライン手続きシステムにおいて署名対象のファイルへの署名を行おうとすると、リモート署名システムからGビズIDアプリに通知がされ（上記③）、画面上に4桁の数字が表示されます。これを、手元のスマートフォンのGビズIDアプリ（電子証明書と紐づけ済み）に入力すると、署名認可が行われ（上記④）、署名が完了します。

なお、リモート署名ドライバソフトと呼ばれる専用のソフトウェア（リモート署名サービス導入とともに提供予定）を利用することで、ブラウザ上だけではなく、ローカル環境のソフトウェアを用いてリモート署名を行うことも可能となる予定です（図4右下）。

この場合、利用者は、ローカル署名アプリを用いて申請書等に電子署名を付与しますが、現行とは異なり、ローカル署名アプリはリモート署名システムに対して署名要求を行い、利用者が署名の承認を行うことで、申請書等に電子署名が付与されることとなります。

3. リモート署名方式の導入の背景

これまでに述べたとおり、現行の商業登記電子証明書においては、紙媒体に対する署名や捺印と同様に署名者が署名鍵を手元に保管して利用するローカル署名方式（ファイル形式）を採用していることから、電子署名を付与することができる環境が限定されているという課題があります。例えば、署名鍵をオフィスの PC に保管している場合、出張先で電子署名を行おうとしても、その PC を持参していなければ署名を行うことができません。電子署名の処理が特定の PC に依存してしまうため、柔軟な対応が難しくなります。

一方で、民間の電子認証局においては、署名鍵をサーバ等に預け、遠隔から利用するリモート署名方式も活用されてきています。利便性向上やセキュリティ向上の観点から、商業登記電子証明書についても、リモート署名方式への切替え作業を進めてきました。

また、リモート署名方式の導入に当たっては、利用者体験の向上のため、認証機能と署名機能を一体化するという観点で、G ビズ ID と連携することとしています。G ビズ ID は、一度アカウントを取得すると、国や自治体等が提供する 200 以上のウェブサイトへのログインが可能となる事業者向けの認証機能です。認証機能は、行政手続を進める中で確かに本人が行っていることを保証する機能を指し、これは、申請等の際にそのデータを本人が作成したこと・改ざんがされていないことを保証する署名機能とは異なるものですが、認証機能と署名機能の一体的な提供はこれまでも事業者から要望がありました。

これを受け、商業登記電子証明書のリモート署名方式の導入に当たっては、その署名認可に G ビズ ID を用いることとしています。これにより、認証機能である G ビズ ID は、各種申請サイトにログインする認証機能に加えて、商業登記電子証明書の署名認可の機能も具備することとなります。

リモート署名方式の導入に向け、2023 年度までに課題整理等を進め、2024 年度には設計を完了し、2025 年度は開発作業に着手したところです。また、G ビズ ID 側のシステム改修も並行して進め、2026 年 7 月から G ビズ ID と連携したリモート署名方式の運用開始を目指します。

なお、リモート署名方式の導入については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年 6 月 13 日閣議決定）においても以下のとおり明記されています。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年 6 月 13 日閣議決定）

○[No.1-80] 商業登記電子証明書の普及等

・ 商業登記電子証明書について、2025 年度よりリモート署名方式の開発に着手し、認証局の更改を進め、2026 年 7 月より G ビズ ID と連携した運用開始を目指す。加えて、幅広い利用拡大のため、利用体験の向上に向けた UI/UX 等の改善や事業者向け行政サービスとの連携準備を進める。

・ また、セキュリティ対策の観点から、GPKI ブリッジ認証局の新暗号対応に合わせ

て、2030 年度を目処に新暗号方式への移行を目指し、早期に課題等の整理を行う。

具体的な目標：

- ・ リモート署名の実現（2026 年 7 月）；
- ・ 認証局の更改（2026 年 3 月）；
- ・ 認証局の新暗号方式への移行（2030 年度目処）

主担当府省庁： デジタル庁

関係府省庁： 法務省

商業登記電子証明書は、2000 年の制度創設以来、オンラインにおけるデータの真正性の確保や改ざんの防止において重要な役割を担ってきましたが、その利用者体験には上述のような課題もあることなどから、十分に普及が進んでいません。リモート署名方式の導入を通じて、既に 130 万者の利用者がいる G ビズ ID と連携を行い、認証と署名のサービスの一体化を進め、更なる利用拡大を図ります。

また、2025 年 4 月 1 日には、商業登記電子証明書の発行手数料の引き下げ及び証明期間 1 か月区分（500 円）の新設を行い、スタートアップを含む事業者が求めやすいように手数料体系の見直しを行いました。

引き続き、法務省・デジタル庁で連携し、商業登記電子証明書の利便性向上と利用者体験の向上に努め、事業者向けサービスのデジタル化を推進してまいります。

(参考) 現行のローカル署名方式とリモート署名方式における署名鍵の扱いの比較

署名鍵の管理方法の簡単な比較表です。

	ローカル署名方式		リモート署名方式
	ファイル(p12)形式	ICカード形式	
署名鍵の管理 (鍵の安全性)	ファイル形式 (ソフトウェア) 	ICカード等 (ハードウェア) 	サーバーHSM (ハードウェア) 
署名時に必要なもの (認証要素)	PKCS#12ファイル + パスワード 	ICカード + パスワード 	GビズIDアプリ (スマホ) + パスワード 
セキュリティ	低い (署名鍵の複製ができる)	高い (署名鍵の複製はできない)	高い (署名鍵の複製はできない)

図6 現行のローカル署名方式とリモート署名方式の比較

4. Q & A

全般

Q1-1. いつから新しい方式（リモート署名方式）に変わりますか。

A. 2026年7月から新方式への移行を開始します。

Q1-2. 新しい方式（リモート署名方式）において、署名鍵は安全に保管されるのですか。

A. はい、リモート署名方式では、署名鍵はクラウド上のハードウェアに厳重に保管されます。具体的には、電子証明書の生成・保存・管理は最新のハードウェアベースのセキュリティモジュールで行われ、これは物理的に保護されており、耐タンパ性（改ざんや物理的な不正アクセスに強い構造）やアクセス制御機能を持つことで、不正アクセスや改ざんを防止し、データの機密性と整合性を保証する仕組みを備えています。

Q1-3. リモート署名方式にはどのような利点がありますか。

A. 署名鍵がクラウド上で安全に管理されることで、利用者のPC環境に限定されず電子署名を付与することができるようになります。

Q1-4. 事業者署名型(立会人型署名)の電子署名サービスとは何が違いますか。

A. 事業者署名型のサービスでは、事業者の署名鍵で電子署名を行います、商業登記電子証明書のリモート署名では、利用者の署名鍵で電子署名を行います。

Q1-5. G ビズ ID アプリは、商業登記電子証明書以外の電子証明書の署名認可でも利用できますか。

A. 商業登記電子証明書以外での署名認可には利用できません。

Q1-6. リモート署名ドライバソフトとはなんですか。

A. 従来どおりのローカル環境での電子署名を可能とするオプション機能です。リモート署名ドライバソフトをインストールすることで、例えば Adobe Acrobat Reader 等を用いてローカル環境で電子署名を付与することが可能となります（Windows のみ対応予定）。

なお、電子申請を行う行政サービスがリモート署名に対応している場合においても、リモート署名ドライバソフトが必要となる場合があります。

利用者向け

Q2-1. 現在使用中の電子証明書は無効になりますか？いつまで使えますか。

A. 御利用中の商業登記電子証明書（既存のファイル形式の電子証明書）は、リモート署名の導入後（2026年7月以降）も、その有効期限まで御利用いただけます。ただし、リモート署名方式での利用はできず、従来のローカル環境での署名時のみの利用となります。

また、リモート署名方式に対応していない手続では、引き続きファイル形式の電子証明書等を取得の上、ご利用いただくこととなります（Q2-3もご参照ください）。

Q2-2. （一例として）既存のファイル形式の商業登記電子証明書の有効期限は2027年1月となっていて、リモート署名の運用開始（2026年7月）の後も有効です。この電子証明書は、リモート署名方式でも利用することはできますか。

A. 既存のファイル形式の商業登記電子証明書はリモート署名方式では利用できません。リモート署名方式で電子署名を行う場合は、リモート署名方式の運用開始（2026年7月）以降に、商業登記電子認証ポータルを用いて新規で商業登記電子証明書を取得いただく必要があります。

Q2-3. 法務省の「商業登記電子認証ソフト」は使えなくなりますか。

A. 「商業登記電子認証ソフト」は、商業登記リモート署名の導入後も一定期間提供及びサポートを継続する予定ですが、商業登記リモート署名の対応状況等を踏まえ、順次、提供及びサポートを終了します。提供及びサポートを終了する具体的な日程は法務省ホームページでお知らせいたしますが、提供及びサポートの終了後は、「商業登記電子認証ソフト」を使用したファイル形式の電子証明書の取得はできなくなりますので、商業登記リモート署名や民間事業者が提供するソフト（Q2-4も参照願います。）への移行をご検討願います。

Q2-4. リモート署名の運用開始（2026年7月）以降でも、ファイル形式の電子証明書の発行を受けることは可能ですか。

A. 可能です。現時点では、2030年まで発行が可能となる予定です。「商業登記電子認証ソフト」に代わり、民間事業者が提供する申請ソフト（有償）を利用することで、ファイル形式の商業登記電子証明書を発行することが可能です。

ただし、Q2-3の回答のとおり、「商業登記電子認証ソフト」は順次提供及びサポートを終了する予定ですので、その終了後も引き続きファイル形式の電子証明書の発行を受ける必要がある場合は、民間事業者が提供するソフトへの移行をご検討願います。

Q2-5. 現在はファイル形式の商業登記電子証明書を用いて署名アプリ（Adobe Acrobat Reader 等）で署名を行っていますが、リモート署名の導入で利用方法は変わりますか。

A. 既存のファイル形式の商業登記電子証明書であれば、その有効期限内であれば引き続き現在の方法で御利用いただけます。リモート署名方式で御利用いただく場合は、商業登記電子認証ポータルを用いて新たに商業登記電子証明書を取得いただき、さらに、リモート署名ドライバソフト（無償）をダウンロードいただくことで、利用可能です。

なお、署名アプリ側での対応が必要となる場合があります。

Q2-6. IC カードの利用はできますか。

A. 民間事業者が提供する商業登記電子証明書の IC カードへの格納サービス（有償）は引き続き御利用いただけますが、IC カード形式の電子証明書では、リモート署名は利用できません。

Q2-7. リモート署名方式へ移行するために必要な手続はありますか。

A. 従来の商業登記電子認証ソフトに代わり、ブラウザ上で提供されるウェブサイト（2026年7月から提供開始）にログインの上、申請準備を行っていただくこととなります。ログインには G ビズ ID アカウントが必要となりますので、事前の取得を御検討ください。また、G ビズ ID アプリをインストールしたスマートフォンや、インターネット環境も必要となります。詳細な手続は今後改めて御案内する予定です。

Q2-8. 移行について分からないことがあればどうすればよいですか。

A. リモート署名方式への移行に当たり、専用のヘルプデスクを設置し、電話やメール等でのお問合せを可能とする予定です。また、マニュアル等も用意し、利用者の皆様が円滑に移行できるようサポートいたします。詳細は改めて御案内いたします。

Q2-9. リモート署名方式の導入により、商業登記電子証明書の発行申請の方法は変わりますか。

A. 発行申請の際に必要なファイルの作成は、これまでは「商業登記電子認証ソフト」で行う必要がありましたが、リモート署名方式の導入後は、ウェブサイトである「商業登記電子認証ポータル（仮称）」を用いて行う方法に変更となります。他方で、登記所（法務局）への発行申請については、これまでどおり、(1)書面を提出する方法か、(2)「申請用総合ソフト」を用いてオンラインで提出する方法で行います。

関連ソフトの開発事業者向け

Q3-1. リモート署名への対応には何が必要ですか。

- A. リモート署名は、リモート署名 API 方式とリモート署名ドライバ方式で提供する予定です。ウェブサービスの場合はリモート署名 API 方式、ローカル環境のソフトウェアの場合はリモート署名ドライバ方式への対応を御検討ください。なお、リモート署名 API 方式は、当面、行政サービスでの利用に限られます。

Q3-2. ファイル形式の電子証明書で署名する、署名アプリを提供しています。リモート署名の導入に当たり、どのように対応すればよいですか。

- A. リモート署名ドライバソフトを利用いただくことで、Windows 環境の CAPI /CNG による署名が可能となります。署名アプリの更新を御検討ください。

Q3-3. リモート署名 API の仕様や、署名ドライバの技術仕様はどこから確認できますか。

- A. 法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00030.html#remote_sign) の「リモート署名方式の導入に係る各種技術資料・マニュアルについて」からご確認いただけます。

5. 参考情報

商業登記電子証明書は、登記所が管理する登記情報に基づき、会社・法人の代表者等に対して発行される電子証明書で、オンラインによる申請・届出や電子商取引など、電子文書を作成して相手方に渡す際に使用されるものです。この電子証明書により、相手方は、その電子文書の作成者が誰であるのかを確認することができるとともに、その電子文書が改ざんされていないことを確認することができます。

電子証明書は、会社・法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄している登記所（管轄登記所）に電子証明書の発行申請をしていただくことにより、取得することができます。

詳細は法務省 HP（<https://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/>）を御確認ください。

G ビズ ID は、事業者（法人・個人事業主）が1つのアカウントで複数の事業者向け行政手続きサービスにログインできる認証サービスです。2025年6月末時点でアカウント発行累計数は約132万者、ログインできる接続サービス数は220サービスに達しています。詳細は以下のウェブサイトを御確認ください。

G ビズ ID について：<https://pr.gbiz-id.go.jp/>